

○周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領

令和3年10月1日施行

周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法の運用について第4(2)の規定に基づき、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の統制規定及び不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地目認定との相互の運用の円滑化を図るために、法第2条第1項に規定する農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下「農地」という。）に該当しない土地として証明（以下「非農地証明」という。）をする場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(非農地証明の法的内容)

第2条 非農地証明は、行政上のサービス行為として、登記簿上の地目が田又は畑である土地について、農地以外の土地（以下「非農地」という。）であることを証明する事実行為である。

(取扱方法)

第3条 委員会は、農地台帳（法第52条の2第1項に規定する農地台帳をいう。以下同じ。）に記録されている土地について、非農地に該当するか否かを、法第4条に定める農地の転用の制限及び法第5条に定める農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の転用のための権利移動の制限を実効あるものにするという趣旨に鑑み、その土地自体の事実状態（現況、態様等）に基づいて客観的に判定し処理するものとする。

2 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域に存する土地（以下「農振農用地」という。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の区域内の農用地等（同法第4条第1項に規定する農用地等をいう。以下同じ。）については、今後とも農地として利用される見込みがあると認められることから、非農地証明に当たっては周南市の担当部局と連携を図り、特に慎重を期すものとする。

(申請者)

第4条 非農地証明書(別記様式第1号)の交付の申請を行うことができる者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 非農地証明書の交付の申請のあった土地(以下「申請地」という。)の所有権の全部又は一部を有する者
- (2) 申請地の所有権の全部又は一部を有する者が死亡した場合におけるその者の推定相続人
- (3) 前2号に掲げる者に代わって申請を行う権限を有する者

2 前項第3号に掲げる者である代理人が交付の申請を行う場合は、前項第1号又は第2号に掲げる者から委任を受けた者であることを明らかにする書類を委員会に提出しなければならない。

(非農地証明書の交付条件)

第5条 非農地証明書の交付条件は、次によるものとし、委員会は、申請地が次の各号のいずれかに該当し、それぞれ具体的事実が明らか場合は、非農地証明書の交付を行うものとする。

- (1) 法の施行の日(昭和27年10月21日)前から現況が非農地であった土地
- (2) 法第4条第1項又は法第5条第1項に規定する許可(事業計画の変更承認、法第4条第1項第7号又は法第5条第1項第6号の規定による事前の届出及び法第4条第8項又は法第5条第4項に規定する協議を含む。以下「転用許可」という。)を受けている土地であって、転用許可の目的どおり転用が完了した土地
- (3) 法第4条第1項第8号及び農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号。以下「法施行規則」という。)第29条の規定による農地転用の制限の例外又は法第5条第1項第7号及び法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外となる土地であって、転用が完了した土地
- (4) 法第4条第1項第1号から第6号までの規定、法第5条第1項第1号から第5号までの規定その他の法令により転用の許可を要しない土地であって、転用が完了した土地
- (5) 自然災害により農地が潰廃(流失、埋没等)し、農地への復旧ができないと認められる土地
- (6) 次のいずれかに該当し、かつ、おおむね10年以上耕作放棄されたために農地

への復元が著しく困難な土地

ア 森林の様相を呈している、その他の状況により農地に復元するための物理的な条件整備（人力又は農業機械による耕起及び整地）が著しく困難な土地

イ 次に掲げるいずれかの理由による耕作不適、耕作不便等やむを得ない事情によって自然潰廃した土地で、周囲の状況から判断し、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地

(ア) 急傾斜地であること。

(イ) 狭小不整形な区画であること。

(ウ) 用排水が不便であること。

(エ) 農業用機械等の進入が困難であること。

(オ) 周囲の山林、建物等により日照が妨げられ、作物の生育に著しい障害が予想されること。

(カ) 鳥獣被害が著しいこと。

(キ) 周辺の山林化等により隔離され、当該農地に至ることが著しく困難なこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めた土地

(非農地証明書交付の制限)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、非農地証明書の交付を行わないことができる。

(1) 申請地が法第51条第1項各号に掲げる者に対して委員会が是正指導を行っている場合又はその予定のある場合

(2) 申請地が農業以外の用に供されたとき、隣接農地に対する被害防除等の問題その他の理由により、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる土地については、非農地証明書の交付を行わない。ただし、自然災害その他特別な事情があり、第12条第2項の規定により、委員会の総会（以下「総会」という。）に諮って、非農地と決定したときはこの限りでない。

(1) 周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領(令和3年10月1日施行)

第11条第1項に規定する非農地通知書を交付した土地

- (2) 農振農用地のうち次のいずれかに該当すると認められる土地
 - ア 農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを満たしていない土地
 - イ 国、山口県又は周南市が認める農業生産基盤整備事業その他の事業の実施により、当該農地の利用を進める具体的な見通しがある土地
- (3) 地域計画の区域内の農用地等のうち次のいずれかに該当すると認められる土地
 - ア 非農地とすることにより、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる土地
 - イ 前号イに該当する土地
- (4) 農業生産力の高い農地として土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業が完成したもので、当該土地改良事業が完成後 28 年（土地改良事業完了後 8 年及びその後の非農地的な土地利用の期間 20 年の合計期間）を経過していない土地
- (5) 国、山口県又は周南市の農業に係る補助対象事業の対象となった農地で補助事業完了後 30 年（補助事業完了後 10 年及びその後の非農地的な土地利用の期間 20 年の合計期間）を経過していない土地
- (6) 耕作を目的とした権利が設定されている土地
- (7) 申請地の一部が農地であると認められる土地
（申請書類等）

第 7 条 申請者は、非農地証明書の交付を申請するときは、非農地証明願（別記様式第 2 号）を委員会に提出しなければならない。

2 非農地証明願には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申請地の登記事項証明書（非農地証明願提出日前 3 月以内に発行された全部事項証明書）
- (2) 申請地の位置図（A 4 判）
- (3) 申請地の付近見取図（A 4 判）
- (4) 申請地の公図の写し
- (5) 現況写真
- (6) 農地でなくなった時期を直接又は間接に証明する官公署その他公共的団体又は機関の発行する書類がある場合は、その書類

- (7) 申請者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他推定相続人であることを証する書類
- (8) 申請地が共有地又は未相続地である場合その他申請者が申請地の全ての権利を有していない場合は、申請者が責任をもって異議のないよう対処する旨の確約書（別記様式第3号）
- (9) 申請地が遺産分割協議未了地である場合その他申請者と納税管理人が異なる場合は、納税管理人からの同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
（書類審査及び受理）

第8条 委員会は、非農地証明願の提出があったときは、次に掲げる事項を審査し、不備があるときはこれを補正又は追記させた上で、受理するものとする。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる者による申請であること。
- (2) 非農地証明願に必要な書類が添付されていること。
- (3) 添付書類は、現に効力を有していること。
- (4) 非農地証明願の記載事項又は添付書類に不備はないこと。
- (5) 非農地証明願の記載内容が事実在即していること。
- (6) 申請地が農地台帳に記録されていること。
- (7) 申請地に耕作を目的とした権利の設定がされていないこと。

2 委員会は、非農地証明願を受け付けたときは、非農地証明願に受付印を押印し、受付年月日を明らかにしなければならない。

（申請地の事前調査）

第9条 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、非農地証明願の受理後、現地に赴いて実施する調査（以下「現地調査」という。）を行うまでに、速やかに非農地証明に係る調査実施調書（別記様式第4号。以下「調査実施調書」という。）を作成の上、次の事項について調査を行わなければならない。

- (1) 農振農用地に該当の有無
- (2) 地域計画の区域内の農用地等に該当の有無
- (3) 土地改良区（土地改良法第5条第1項に規定する土地改良区をいう。以下同じ。）の地区内に該当の有無
- (4) 第5条第1項第2号、第3号又は第4号に該当の有無

- (5) 相続税若しくは贈与税の納税猶予農地に該当の有無
- (6) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）、廃止前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）その他関係法令の規定による農業者年金事業の特定処分対象農地又は加算対象農地に該当の有無
- (7) 国、山口県又は周南市の補助事業の対象農地に該当の有無（法定耐用年数を超えるものは除く。）
- (8) 耕作を目的とした権利の設定の有無
- (9) 周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第8条第1項に規定する現地調査（以下「非農地判断現地調査」という。）の実施の有無
- (10) 周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）第6条に規定する現地調査（以下「登記官等照会現地調査」という。）の実施の有無
- (11) 固定資産課税台帳（地方税法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。）の課税地目（固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）に規定する土地の地目をいう。）
- (12) その他現地調査に必要な事項
（現地調査等）

第10条 前条の事前調査後速やかに、委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）の中から次項の規定により会長が指名した3人以上の者（以下「非農地判断担当委員」という。）は、第5条に定める非農地証明書の交付条件及び第6条に定める非農地証明書交付の制限（以下これらを「非農地証明書交付条件等」という。）並びに周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第4条に定める非農地判断の基準及び同要領第5条に定める非農地判断の制限（以下これらを「非農地判断基準等」という。）に基づく確認をするため現地調査を行うか、申請地が非農地判断現地調査又は登記官等照会現地調査が実施されているため現地調査を省略するかを決めなければならない。

2 会長は、申請地に対して利害関係を有していない委員等を非農地判断担当委員に指名するものとする。

3 現地調査は、現地調査を行う非農地判断担当委員（以下「現地調査委員」という。）に、事務局の職員1人以上（以下これらを「現地調査担当者」という。）が同行して

行うものとする。

- 4 現地調査委員は、現地調査を行うに当たり、必要に応じて申請者の立会い又は説明を求めることができる。この場合において、申請者が申請地の位置を特定できない旨を申請したときは、申請者に現地調査への立会いを求め、非農地証明願の内容と合致することを確認しなければならない。
- 5 現地調査担当者は、日時、集合場所、申請者立会いの有無等の現地調査の実施に必要な事項を協議して定める。
- 6 現地調査委員は、第1項の現地調査の結果を調査実施調書に記載するものとし、非農地証明書交付条件等及び非農地判断基準等に基づき非農地証明書を交付することを証するために写真を撮影するものとする。

(山口県との協議)

第11条 委員会は、非農地証明の可否の判断が困難な場合、今後の先例となる場合等で、山口県で統一的な処理基準による必要があると認めるときは、山口県と協議を行う。

(非農地判断の決定)

第12条 非農地判断担当委員は、非農地証明書交付条件等及び非農地判断基準等に照らし、かつ、第9条に定める事前調査、第10条第1項の現地調査及び前条に規定する山口県と協議をしたときはその協議の結果を踏まえ、申請地が農地に該当するか否かの判断(以下「非農地判断」という。)を協議(以下「非農地判断担当委員の協議」という。)により決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、非農地判断担当委員の協議により非農地判断の決定ができない場合は、総会に諮って非農地判断を決定するものとする。

(非農地証明書の交付)

第13条 委員会は、前条に定める非農地判断の結果(以下「非農地判断結果」という。)に基づき、非農地証明が適当と認めるときは非農地証明書を申請者に交付するものとする。

(証明不可能なものの取扱い及び指導)

第14条 委員会は、非農地証明が適当でないとき非農地証明願返戻通知書(別記様式第5号)に非農地証明ができない理由を明記し、申請者に通知するとともに提出された非農地証明願及び添付書類を返戻するものとする。この場合にお

いて、委員会は、返戻する非農地証明願及び添付書類の写しを返戻した日の翌年度末日まで保存するものとする。

- 2 委員会は、非農地証明書の交付ができない場合は、申請者に対して申請地の農地としての活用又は法に基づく農地転用許可申請の提案又は指導をするものとする。
(非農地通知一覧表の作成等)

第15条 委員会は、非農地判断結果に基づき非農地証明をした土地については、非農地証明一覧表(別記様式第6号)を作成し、次に掲げる団体又は機関(以下「団体等」という。)に対してその旨を通知するものとする。

- (1) 山口県
- (2) 周南市(農業振興及び固定資産税賦課を担当する部署)
- (3) 山口地方法務局周南支局
- (4) 土地改良区(申請地が土地改良区の地区内にある場合に限る。)
- (5) その他通知が必要な団体等
(農地台帳の整理等)

第16条 委員会は、前条に規定する非農地証明をした土地については、農地台帳から除外をするものとする。

- 2 前項の農地台帳から除外とは、農地台帳からデータそのものを削除するのではなく、当該土地がいつ非農地になったかの事案を記録しておく履歴を残し、農地台帳上の現況地目について実態を踏まえた山林、原野等に変更することとする。
(事務局長の専決)

第17条 非農地証明の庶務に関することは、周南市農業委員会会長専決規程(令和2年周南市農業委員会規程第2号)第5条第1項及び周南市農業委員会事務局長等専決要綱(令和2年周南市農業委員会要綱第1号)第2条の規定により、委員会の事務局長(以下「事務局長」という。)が専決する。

(総会での報告)

第18条 会長は、非農地判断担当委員の協議による非農地判断結果又は第13条の規定による非農地証明書の交付を、総会において報告する。

(処理期間)

第19条 非農地証明願の受付から非農地証明書の交付までの標準処理期間はおおむね2週間とする。

(その他)

第20条 この要領の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

(周南市農業委員会非農地証明事務取扱要領等の廃止)

2 次に掲げる要領及び基準は、廃止する。

(1) 周南市農業委員会非農地証明事務取扱要領(平成23年制定)

(2) 周南市農業委員会非農地証明交付基準(平成23年制定)

(経過措置)

3 この要領の施行の前までに、廃止前の周南市農業委員会非農地証明事務取扱要領及び周南市農業委員会非農地証明交付基準の規定に基づきなされた行為は、この要領の相当規定に基づきなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 申請地が、令和4年3月31日までに、この要領による改正前の周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第5条第7号又は8号(同号中「昭和45年9月末日後に、人為的に転用した土地で」とあるのは「人為的に転用し、令和4年3月31日までに」と読み替えて適用する。)の規定に該当する場合は、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和5年1月31日から施行する。

2 この要領による改正前の別記様式第2号は、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月10日から施行する。

別記様式第1号（第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第13条、第14条、第19条関係）

非 農 地 証 明 書

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで申請のあった下記の土地に係る非農地証明願については、
現況が農地ではないので、農地法の適用を受けない土地であることを証明します。

記

1 土地の表示

大字	字	地番	地目			面積（㎡）	
			農地台帳	登記簿	判断	農地台帳	登記簿

別記様式第2号（第7条、第8条、第9条、第10条、第14条、第19条関係）

非農地証明願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに
法人の名称及び代表者の氏名）

電話番号

代理人 資格

住所

氏名

電話番号

下記の土地は、現況が農地ではないので、農地法の適用を受けない土地であること
の証明を願います。

記

1 土地の表示

大字	小字	地番	登記簿地目	面積 (㎡)	備考
			田・畑		
			田・畑		
			田・畑		
			田・畑		
			田・畑		

2 現況説明（非農地となった原因、現在までの経緯及び現在の状況）

3 農地転用許可等の有無： 有 ・ 無

4 添付書類

- (1) 土地の登記事項証明書（非農地証明願提出日前3月以内に発行された全部事項証明書）
- (2) 位置図（A4判）
- (3) 付近見取図（A4判）
- (4) 公図の写し
- (5) 現況写真
- (6) 農地でなくなった時期を直接又は間接に証明する官公署その他公共的団体又は機関の発行する書類のある場合は、その書類
- (7) 申請者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他推定相続人であることを証する書類
- (8) 申請地が共有地又は未相続地である場合その他申請者が申請地の全ての権利を有していない場合は、申請者が責任をもって異議のないよう対処する旨の確約書
- (9) 申請地が遺産分割協議未了地である場合その他申請者と納税管理人が異なる場合は、納税管理人からの同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

注 法定代理人（親権者、後見人など）は、代理人資格として親権者・未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助者のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助者はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。

確 約 書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに
法人の名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記の土地について、このたび非農地証明願を行っていますが、非農地証明書が交付された際は、他の相続人その他の関係者に周知いたします。

また、この件について問題が発生した場合には、責任をもって対処し、周南市農業委員会に一切のご迷惑をおかけしないことを確約いたします。

記

土地の表示

大 字	小 字	地 番	登記簿地目	面積 (㎡)	備 考
			田・畑		
			田・畑		
			田・畑		
			田・畑		
			田・畑		

別記様式第4号（第9条、第10条関係）

非農地証明に係る調査実施調書

受付年月日	年 月 日	土地の所在・地番	
申請者	住所		登記簿地目
	氏名	所有者	現況面積(㎡)

事前調査	調査年月日	年 月 日	事務局職員氏名	有無等	
	調査の結果	1	農振農用地に該当の有・無		
		2	地域計画の区域内の農用地等に該当の有・無		
		3	土地改良区の地区内に該当の有・無		
		4	現地調査の調査の結果の1の(2)、(3)又は(4)に該当の有・無		
		5	相続税又は贈与税の納税猶予農地に該当の有（ ）・無		
		6	農業者年金事業の特定処分対象農地等に該当の有・無		
		7	補助事業の対象農地に該当の有・無（法定耐用年数超は除く。）		
		8	耕作を目的とした権利の設定の有（ ）・無		
		9	非農地判断に係る現地調査の実施の有・無		
		10	登記官等からの照会に係る現地調査の実施の有・無		
		11	固定資産課税台帳の課税地目		
		12	その他現地調査に必要な事項		

現地調査の結果	調査年月日	年 月 日	現地調査委員氏名		
	調査の結果	1	非農地証明書の交付条件（第5条）		該当に○
		調査の結果	ア 森林の様相を呈しているなど、復元するための物理的な条件整備（人力又は農業機械による耕起及び整地）が著しく困難な土地	(1) 農地法の施行の日前から現況が非農地であった土地	
				(2) 転用許可(届出、協議を含む。)済で、許可の目的どおり転用が完了した土地	
				(3) 転用制限の例外となる土地で、転用が完了した土地	
				(4) 転用許可を要しない土地で、転用が完了した土地	
				(5) 自然災害により農地が潰廃（流失、埋没等）し、復旧ができない土地	
				(6) おおむね10年以上耕作放棄された土地	
			イ 右記のいずれかの理由による耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって自然潰廃した土地で、周囲の状況から復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地	(ア) 急傾斜地	
				(イ) 狭小不整形な区画	
				(ウ) 用排水が不便	
				(エ) 農業用機械等の進入が困難	
		オ 日照条件が悪い。 カ 鳥獣被害が著しい。 キ 当該農地に至ることが困難	(オ) 日照条件が悪い。		
(カ) 鳥獣被害が著しい。					
(キ) 当該農地に至ることが困難					
(ク) 当該農地に至ることが困難					
調査の結果	(7) 公衆の用に供する道路その他の生活上必要不可欠な施設になって10年以上経過した土地（※）				
	(8) 人為的に転用し、令和4年3月31日までに転用後20年以上経過し、復元が著しく困難であり、周辺の農地への支障も特でない土地（※）				
	(9) 前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めた土地				
	(10) 交付条件に該当せず				
2	非農地証明書	第6条第1項（ ）			
	交付の制限	第6条第2項〈 〉			
3	非農地判断	農地（田・畑）・非農地（現況地目： ）			

注 この調書は事務局で作成し、事前調査の結果を記入したものを現地調査委員の人数分複写し、各現地調査委員がそれぞれの現地調査の結果を追記すること。
 ※ 申請地が、令和4年3月31日までに該当する場合に限る。

別記様式第5号（第14条関係）

非農地証明願返戻通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった下記の土地に係る非農地証明願については、非農地証明書を交付しないことを決定したので、提出された非農地証明願及び添付書類を返戻します。

記

1 土地の表示

大字	小字	地番	登記簿地目	面積 (㎡)	備考

2 非農地証明書を交付しない理由

別記様式第6号（非農地証明一覧表）は、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）様式第3号（非農地通知一覧表（台帳））に、必要な修正を加え準用する。